

広田のりあいタクシー運行事業実施要綱

砥部町告示第 46 号

令和 3 年 3 月 23 日

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町内の交通空白地域・交通不便地域の解消を図るとともに、民間路線バスの利用促進を図り、誰もがどこでも日常生活に必要な公共交通サービスを楽しむまちを目指すため、広田地区において実施する自動車による乗合運送を行う交通（以下「のりあいタクシー」という。）の運行事業（以下「運行事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第 2 条 運行事業の実施主体は砥部町とし、その全部又は一部を道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条の規定による許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に委託して行わせることができる。

(利用対象者)

第 3 条 のりあいタクシーを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 広田地区に住所を有し、広田地区に居住する者（以下「町民」という。）
- (2) その他広田地区への往来を必要とする者

(運行区域)

第 4 条 のりあいタクシーの運行区域は、別表 1 のとおりとする。

(運行範囲)

第 5 条 運行範囲は、町民の自宅（付近）と別表 2 に掲げる対象施設とを結ぶ区間とする。

(運行時間)

第 6 条 のりあいタクシーの運行時間は、別表 3 のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、運行時間を変更することができる。

(運休日)

第 7 条 のりあいタクシーの運休日は、次のとおりとする。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、臨時に運休することができる。

- (1) 火曜日、木曜日、土曜日及び日曜日
- (2) 国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(利用の手続)

第 8 条 のりあいタクシーを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用を希望する便の出発時刻の 2 時間前（第 1 便は前日の午後 5 時）までに、利用を希望する日時並びに乗降場所を電話その他の方法により、町長が運行事業を委託した事業者に申し

込まなければならない。また、のりあいタクシーの利用を取消し、又はその内容を変更しようとするときも同様とする。

(利用料金)

第9条 利用者は、のりあいタクシーの利用料金として乗車1回につき1人当たり500円を支払わなければならない。ただし、利用者が次の各号に掲げる者である場合の利用料金は、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学生以下及び障害者手帳所持者 乗車1回につき1人当たり250円
- (2) 満4歳未満児 無料

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、運行事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月25日告示第143号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和7年2月19日告示第28号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表1 (第4条関係)

運行区域 (大字)
満穂、玉谷、中野川、仙波、多居谷、総津、高市

別表2 (第5条関係)

区分	対象施設
公共施設	砥部町役場 SPA P・SPO湯砥里館とべ温泉
医療機関	豊島医院 山本クリニック 101クリニック 砥部病院
商業施設	Aマートとべ店 エキサイトスーパー田中 フジ砥部店 Aコープ城南店

別表3 (第6条関係)

広田地区から対象施設へ	第 1 便	第 3 便	第 5 便
	午前 8 時 30 分	午前 11 時	午後 2 時
対象施設から広田地区へ	第 2 便	第 4 便	第 6 便
	午前 10 時	午前 12 時	午後 3 時